

能登町住まい再建支援金申請についてのよくあるお問い合わせ(※順次追加します。)

No.	質問	回答
1	どのような世帯が対象ですか。	令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨で被災した住宅が対象となります。以下の①～③すべてに該当する世帯が対象となります。 ①り災証明書の住家の被災区分が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された世帯 ②能登町内にある住宅を修繕する世帯 ③300万円以上の総工事費用が発生する世帯
2	修繕費用が200万円ですが、申請できますか。	対象外となります。 住家に係る修繕の総工事費用が300万円以上からが申請対象となります。
3	修繕の対象となる工事はどのような内容が含まれますか。	住宅そのものの構造や住宅設備に係るもの(基礎、内外壁、柱、床、天井、瓦、給排水設備、キッチン、風呂、トイレ、エアコン等)の工事が対象になります。住宅以外の庭や外構、駐車場やカーポート、門扉、塀などの工事は対象になりません。
4	被災区分が「準半壊」や「一部損壊」判定の世帯は対象になりますか。	対象外です。 「準半壊」世帯は住宅の応急修理制度と住宅復旧支援事業、「一部損壊」世帯は住宅復旧支援事業のみ対象となる支援制度がありますので、申請されていない場合は担当部署にご相談ください。
5	賃貸物件は対象になりますか。	住宅の修繕が対象となります。 そのため、賃貸物件については対象外となります。また貸借人が借家の修繕を行う場合においても、対象外となります。
6	町外の所有物件を修繕、改築した場合は対象になりますか。	対象外になります。 あくまで町内にある住宅を修繕もしくは、倉庫や納屋等を増改築した場合において対象となります。
7	住民票を異動していないが実際は能登町内で居住していた世帯が町内住家を修繕する場合、対象になりますか。	被災時の令和6年1月1日時点で居住実態があることを確認できる場合は、対象となります。 居住実態の確認は、以下のいずれかの書類を提出してください。 ・町内会長または民生委員の居住証明書 ・発災日を含んだ3カ月分の公共料金等の領収書 (※ただし、名義がり災証明書に記載のある世帯員であること。)

8	発災時には1つの世帯でしたが、その後世帯分離して2カ所で修繕する場合、それぞれ対象となりますか。	対象になります。 ただし、再建先の物件が別々である場合が対象となります。再建先の物件が同一である場合は、1世帯分のみが対象となりますのでご注意ください。
9	発災時には2世帯で同じ住宅に住んでいた場合、個別に申請できますか。	2世帯とも同じ住宅を修繕する場合は、1世帯分のみが対象となります。別々の再建先であれば、2世帯とも対象となります。
10	被災後に世帯主が死亡した場合、同一世帯員が申請しても対象になりますか。 また、発災時1人世帯の世帯主が死亡した場合、別世帯の親族が申請しても対象になりますか。	被災後、世帯主が亡くなった場合でも同一世帯に世帯員がいれば対象になります。 しかし、世帯主1人だけの世帯で世帯主が亡くなってしまった場合、別世帯員による申請は対象外となります。
11	被災者が居住用として空き家や倉庫等を修繕(改築、増築)する場合も対象となりますか。	対象となります。 住家の被災区分が「半壊」以上の世帯については、町内の空き家や倉庫等を修繕し、生活の本拠として使用する場合は対象となります。
12	契約完了後に申請出来るのか、工事完了後に申請出来るのかどちらになりますか。	申請は、修繕工事がすべて完了した後に行っていただく必要があります。そのため、令和10年3月31日の申請期限までに工事が完了し、契約書、領収書や工事前後の現場写真などの必要書類をご準備して申請いただくこととなります。
13	工事に係る費用の確認方法について教えてください。	原則として工事請負契約書(請書)による確認が必要ですが、契約書がない場合には、「見積書と領収書」または「請求書と領収書」など、支払い実績を確認できる書類の提出をお願いします。なお、該当の書類が用意出来ない場合は、個別の事情に応じて相談にも応じます。
14	工事を行ったが、工事前の写真がありません。どうすればよろしいですか。	工事前の写真を撮ることを忘れて工事を完了してしまったなどのやむを得ない事情がある場合には、工事後の写真のみでも構いません。
15	修繕工事がすでに完了していますが、申請は可能ですか。	可能です。 令和6年能登半島地震で被害を受けた方で、すでに住まいを再建された方や現在再建中の方も、支援金の対象となります。

16	購入の場合、住宅のみ対象となり土地については対象外ですが、契約書には土地と建物の合計金額しか記載されていません。住宅分の価格はどのように証明すればよいですか。	住宅分のみの金額が不明な場合は、住宅と土地の固定資産税評価証明書を確認し、それぞれの評価額の割合を使って、住宅分の金額を計算してください。 その場合は、固定資産税評価証明書の提出も求めることとなりますので、お願いします。
17	支援金の振込先は、申請者以外の名義でも可能ですか。	罹災証明書においての世帯として、同一世帯員であれば可能です。ただし、その場合は委任状の追加添付と申請者の名義人も同一にする必要があります。
18	修繕で複数の工事をしたが、合算して申請はできますか。	原則、本制度は住宅の修繕がすべて完了した後に申請いただくこととなりますので、複数の工事をまとめた申請は可能です。ただし、1回限りしか申請することが出来ないため、支援金受給後に行う工事については対象外となります。
19	修繕で交付申請をし、既に支援金が振り込まれましたが、追加で修繕工事を行った。再度申請してもよいですか。	本支援金は、1回限りの申請となります。 既に受給された後に追加工事を行った場合、2回目の申請以降については不可となりますので、対象外となります。
20	中古住宅を購入後、内装等をリフォーム(改築)した。購入費用より、リフォーム費用の方が高額となった場合、本制度の対象となるのか。	対象外となります。 既存支援制度においては、「購入」扱いとして支援金を受給していただいていることとなりますので、本制度における「修繕」とはみなされません。
21	店舗等との併用住宅だが対象になるか。	住宅部分に関する費用のみ対象となります。 契約書や見積書、請求書等で店舗分の費用・住居分の費用それぞれが確認出来る場合、住居分の費用のみ対象とします。住居分の費用のみで300万円以上の工事費に達していない場合は、対象外となります。 また、店舗分、住居分それぞれの費用が不明の場合、面積で按分しますので図面が必要となります。
22	被災時点と再建完了した後の現在の住民票住所が違うので、最新の住民票を添付するが、発行手数料は無料になるか。	既存の災害支援制度と異なる事業となりますので、発行手数料は有料となります。ご了承願います。
23	申請後、どのぐらいの期間で支援金は振り込まれますか。	書類内容の審査にもお時間をいただくので、一概に決まっていますが、申請後1～2か月後に振込をご認識いただければと存じます。もちろん、申請数にも左右されるので先述の期間から延びることもありますので、ご了承願います。

24	施工業者に指定はありますか。	指定の業者などは、設けていません。 ただ、生業としていない自身あるいは知人のDIYによる材料費のみ等については、対象外となります。
25	支援金の交付額に端数が出た場合はどうなりますか。	支援金の交付額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額が交付額となります。
26	DIYにより自身で修繕を行った。材料費のみの申請を行いたいが、そもそも対象になるか。	対象外となります。 自身により行える修繕の範疇を超え、専門の業者に依頼する大規模な修繕などによる被災住宅の再建支援を目的としている本制度となりますので、DIYによる材料費のみについては対象外となります。
27	住宅自体の修繕に伴い、地盤復旧と耐震改修工事も申請対象額としてもよろしいか。	対象外となります。 本制度において、「被災宅地等復旧支援事業補助金」、「被災住宅耐震改修工事費等補助金」、「既存建築物耐震改修工事費等補助金」、「石川県産材利用促進事業補助金」に関する費用については、対象外となりますのであらかじめ差し引いた上で、工事費の算定をお願いします。
28	人工の出張代は、修繕費に含まれるか。	工事現場までの移動に係る費用となるため、算定対象に含まれます。関連して、宿泊費や必要経費諸々まとめている人工代についても算定対象となります。 ただし、人工代や出張費、宿泊費などの必要経費の金額が著しく高額である場合など、内容について明らかに疑義がある際は、対象外とするなど、該当する案件については個別的に要審査を行っての判断となります。
29	領収書は銀行振込票でも可能か。	銀行振込票でも可能です。 ただし振込先の名義人が、契約書か、見積書あるいは請求書の名義人と同一であることと金額が一致しているかを必ず確認してください。名義人の一致については、契約書は会社名で、振込票は会社名ではなく代表者の名義であった場合は要相談とします。
30	再建(修繕)した住宅に転居したことを証する住民票について、り災証明書の構成員全員分が必要か。	実際に修繕住居へ居住する方々分の住民票が必要です。